

AOU ニュース

愛されるゲーム場・親しまれる業界

エーオーユー

AOU ニュース 8 月号

発行人 社団法人全日本アミューズメント
施設営業者協会連合会
〒101 東京都千代田区神田佐久間
河岸91 リバーサイドトナカイビル503
TEL. 03 (866) 9 3 7 1
FAX. 03 (866) 9 3 8 9
編集人 広報委員会
発行日 平成 2 年 8 月 15 日

特集

制限内容の理解と厳守を訴える!!

AMマシンによる景品の取扱いについて

当業界のかねてよりの要望であった「景品価額の限度額の見直し」につき、7月2日、警察庁・平沢勝栄保安課長より、「市販価額500円」の通知がもたらされた。(前月号既報)
経済情勢の変化等に対応した措置として、また、当業界の発展に寄するものとして歓迎されるところだが、それ以上に重要なのは「正しい取扱い」である。

そこで改めて、8号営業と景品、上限額の解釈、各種の制限、等について考え、その厳守と当業界の健全な発展を訴えるものです。

景品の提供は「特例措置」の認識を

我国では遊技(ゲーム)を業として、客に遊技の結果金銭を提供することは法律で禁止されており、これを行えば営業者も客も刑法の「賭博行為」として罰せられることになっっているのは衆知の通り。
では、商品を提供するのはどうか? これについては「風営適正化法」の規定で7号営業のうち、賞品の提供を認められた営業のみが、遊技の結果により賞品を認められており、アミューズメントマシンによる営業(8号営業)は、法律的には賞品の提供は認められていないのです。
しかし、風営適正化法による対象業種は、主に大人を対象とした業種であるのに対し、

8号営業のみが未成年者も立ち入ることのできる業種であり、又その内容が遊び(ゲーム)であることから、アミューズメントマシンによる営業(8号営業)については、社会秩序の維持を阻害しない範囲で制限を設け、遊技の結果景品を提供することが特例として認められているのです。
従って、そこには当然法的な解釈と一定の制限があり、該当する営業を行う限り、この制限をよく理解すると共にこれを遵守することが重要です。それによって営業内容が多様化し、健全な業界の維持・発展が促進されるのです。
今回、当業界の実情に併せて景品価額の見直しを当局に

要望しましたところ、業界の実情に理解を頂き、なお、違法行為のない健全な営業に配慮され、「景品限度額の見直しとその取扱い」について通知を受けました。

景品の取扱いには今までも制限のあったものですが、守られていない傾向が見受けられるため、改めて取扱い上の注意があったものです。以下にその要点を解説致します。

1、景品価額の上限額

景品1個の価額は、市販価額で500円の限度額となりました。

◎景品価額は、あくまで「1個を対象とした市販価額」であって、複数仕入による平均単価ではありません。
◎市販価額の解釈は、仕入の如何を問わず、社会通念上一般商店で販売されている同じ商品又は類似商品との比較価額となります。

【解説】「市販価額」の解釈

「市販価額」の解釈は今までも制限されていますが、そ

れらが守られていない傾向が見受けられます。

例えば大小取り混ぜて100個のパック仕入れで50、000円であるから、1個の平均価額は500円といった平均単価ではなく、あくまでも1個を対象とした一般商店で販売されている価額です。又低価額での輸入品であるとか、大量仕入れであるとか。

直接製造させたからの理由で、通常一般商店で販売されている同じ商品又は類似の商品と比較すると、かなり高額の商品が景品として取り扱われている傾向がありますが、これでは「市販価額」の解釈が混乱することとなり、秩序維持にはなりません。

「市販価額」の解釈は、あくまでも1個を対象として、その価額が一般の商店で販売されている同じ商品又は類似の商品価額と比較して500円までの商品であることです。(2面に続く)

平成2年8月3日
会員各位

(社)AOU会長 梅原 靖三
法務委員会委員長 加藤 駿介

風営適正化法に関する届出事項の一部改正について

拝啓 夏期繁忙時期で貴会傘下事業者各位にはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、かねてより風営適正化法に関連する多くの改善事項を警察庁に要望して参りましたが、別紙の通り、届出に関する事項の一部改正(平成2年10月1日より施行)についての書面を、平成2年8月2日に受けましたのでご通知致します。届出作業の軽減、簡便化となる喜ばしいことでありますので、貴会傘下事業者にも早急にご伝達頂きますようお願い致します。

敬具

(同書面は2面に掲載)

2、景品取扱上の 注意事項

アミューズメントマシンによる営業は、未成年者や家族連れも対象とした営業であることから、景品の取扱いについては制限事項を守るとともに、社会的批判の対象となるような景品の取扱い及び疑惑を与えるような取扱方法については、自主的に自重することも大事なことです。

景品の取扱いについては、左記事項を厳守して下さい。

(1)タバコ・酒類・医薬品・刃物類・及び公序良俗に反する景品を提供しないこと。

【解説】「公序良俗」とは？

ごく限られた営業者と思われませんが、女性の下着(パンティー・ブラジャー・パンティストッキング)等を景品として取り扱い、それに対し、公序良俗の範囲内として解釈しても、青少年も客の対象となるアミューズメントマシンによる営業(8号営業)の景品としては好ましくないとの批判の声が聞かれます。

従って顧客対象に十分配慮した景品の選択で、健全営業の趣意を全うしたいものです。

テレホンカードは認められぬ

又テレホンカードを景品として扱うのはどうか、との話も聞きますが、景品の対象に金券(有価証券)は認められていませんので、テレホンカードは料金前払いカードであることから金券とみなされる要素が大であり、景品の対象としては好ましいとは思われません。

その他、カプセル内に商品名を記入した紙を入れ、その商品名の景品を交付する等の方法についても同様の要素があります。

景品の対象として認められていないものは当然として、社会的に批判の対象となるもの、又はその取扱いに疑問の持たれる方法については、規制を受けることなく、自主的に自重することが求められます。

(2)明らかに遊技の対象とならなくとも、高額ダミー商品を置くことは、客に誤解を与えるので絶対使用しないこと。

【解説】ダミー商品は撤去を

景品提供に作られた機械の内部や、又は通称カーニバルゲームの景品サンプルに、限度額を超えた高額商品を客寄

せに置く状態が見受けられます。

このような状態は、客に対して景品の対象と思われ、誤解を与えることとなりますので絶対使用しないことです。

(3)複数の少額景品で限度額を超える高額商品との交換をしないこと。又遊技の結果人的に手渡す景品についても限度額を厳守のこと。

【解説】高額商品と交換不可

遊技の結果による景品の提供は、1回のゲームの結果に対しそれぞれの景品を提供することが基本であり、何回かのゲームにより手にした複数の景品と、ゲームの結果による他の景品と交換することと認められません。

なお、景品の取扱いを対象とした新機種の導入、又は営業方法の導入の際、その景品の取扱いにつき、制限の枠内であるのかどうか、判断に迷われる場合には、所轄の警察

当局に確認を行うなどして、独自の判断で違法行為とならないように留意して下さい。

【最後に】

今回の景品価額の当業界の実情及び景品範囲の限定を理由にして違法行為が行われることのないように配慮して行われたものです。

又、景品取扱いの解釈及び方法についても、以前から制限されているものであって、その内容を十分に理解し、厳重に守って営業を行うことが

肝要です。これに反するような高額景品は早急に撤去し、又、取扱いについても改善して下さい。

尚、当業界の実情に配慮して見直されたにもかかわらず、違法な行為が見られるときは、厳正な取締りが行われ、営業許可の取消しもあります。皆さんのお店が営業許可の取消しの対象となりませんよう、又、業界全体の健全な発展のためにも、全事業者がこの制限を守りましょう。

警察庁丁安発第233号

平成2年8月2日

社団法人全日本アミューズメント施設営業者協会連合会

会長 梅原 靖 三 殿

警察庁保安部保安課長

平 沢 勝 栄

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則
及び遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則の一部を改
正する規則の制定について

盛夏の候、貴連合会におかれてはますますご隆盛のこととお喜び
申し上げます。

さて、この度、標記の規則が制定され、本年10月1日から施行さ
れることとなったので通知いたします。

なお、今般の貴連合会関係の改正の趣旨及び要点は、下記のと
おりでありますので、加入団体に周知徹底されますようお願いします。

記

第1 改正の趣旨

風俗営業等に係る届出等の手続きについては、届出等を行う者の負担の軽減を図る観点から簡便化を図ったものである。

第2 改正の要点

1. 風俗営業等に係る届出等の一部について、それぞれの営業所の所在地の所轄警察署長を経由しなければならないとしていたものを、1の公安委員会に対して同時に2以上の営業所に係る届出等を行う場合には、それらの営業所のうちいずれか1の営業所の所在地の所轄警察署長を経由すれば足りることとした。
2. 風俗営業等に係る変更の届出のうち、法人の役員の変更等の一部の届出については、届出書の提出期限を「10日以内」から「20日以内」に延長することとした。

奈良県アミューズメント施設営業業者協会(仮称)

設立総会を9月12日と決定(第2回準備委員会)7/25

7月25日、奈良県アミューズメント施設営業業者協会(仮称)第2回設立準備委員会(松村克彦委員長)が開催された。(奈良県経済倶楽部ビル2F、月日亭、出席者・委員11名、オブザーバー・4名、午後2時~5時)



松村克彦
設立準備委員長



同委員会には、AOUより峯理事(健全営業推進委員会委員長)が出席、挨拶で「奈良県協会設立についてのAOU全面支援」と激励を送った。松村委員長の発議で議長を互選の結果、(株)ブリッジ企画社長・橋口日出郁氏を選任し、議事に入った。

①定款案の審議
全文朗読後、各条例個別審議を行い、◎副会長「3名」を2名に、◎理事会数「4回」「3回」に等の修正を行った以外は、定款案全文を承認。設立総会に提出となった。

②入会規定・会費規定の審議
若干の字句変更修正を加えて承認。

③会長・副会長・理事・監事各候補者の選出
互選の結果、左記の通り役員候補者を選出した。(総会で推薦)

会長・松村克彦(南都興業(株))
副会長・橋口日出郁
(株)ブリッジ企画
岡本善隆
(株)タイワサービス
理事・柳井俊文(株)タイトー
笠松雅夫(株)ナムコ
森田友久(旬アルファ)

監事・辰巳嘉宏
(辰巳電子工業(株))
高見勝久
(株)サンビック

以上11名の役員候補者を選定。増員枠があるので、設立総会時に追加選任を行う。

④事務局の設置
7月17日、第1回近畿地区協議会が開催された。(大阪市・梅田OSホテル、3F会議室、午後2時~4時、出席者・11名、OAO事務局1名)出席の各府県正副会長の自己紹介後、次の事項を審議。

①正副会長の選出
(初)AOU地区協議会規定により、地区協議会長・同副会長を互選し、次の通り選出。
会長・河合久雄(兵庫会長)
副会長・吉田 勲(京都会長)
山本英二(大阪副会長)

近畿地区協議会を開催(7/17)

会長に兵庫県協・河合久雄会長 基本的な事業推進方針で合意

奈良市花芝町7番地に設置。実務については、OAO事務局への委嘱とした。

⑤設立総会の日時
9月12日とし、場所・時間等は松村氏、事務局に一任。

⑥第1期事業計画案、予算案
右については、松村氏・事務局に一任とし、総会に提出。

⑦協会入会預り金の徴収
出席の11社より入会預り金として合計22万円(1社2万円)を徴収。松村氏に預託。

⑧その他
奈良県下8号営業店舗に、協会入会につき、各人が勧誘努力することとした。

当日出席の次の3氏にオブザーバー就任を要請、当人の承諾を得た。

梅原靖三(大阪府会長)
峯 久(〃副会長)
森本 登(〃〃〃)

④今後の事業推進方針
今後の基本的な事業推進方針として、次の合意を得た。

(1)今まで各府県協会単独で行ってきた各種事業のうち、各府県協会の組織の強化・拡大、所属行政当局への折衝等を除き、今後当協議会を構成している近畿各府県協会が合同で事業を立案推進することにした。

但し、その事業について、各府県協合理事会において同意が得られない場合は、この限りではない。

(2)地区協議会事務局は、OAO事務局内に設置する。

(3)地区協議会事業内容の検討
各種の事業について検討を行ったが、具体的なプランについては次回に正副会長より提議することになった。

尚、事業内容としては、(初)

四国地区協議会の準備会開催(高知、7/5)

7月5日、四国地区協議会の準備会が開催された。(ホリデーイン高知)
当日は四国4県の正副会長



AOUの路線に沿った企画を立案して欲しい、との要望があり、承認された。

⑥次回開催日
9月21日(金)午後5時より、としたが、開催場所について京都府協を幹事協会として選定に当ることになった。

13名が出席。四国地区協議会の発足を、8月21日、22日に高松市で開催することになった。(7面参照)



宮城

臨時総会を開催(7/10) 地区協議会・AOU臨時 総会の実行等を検討

宮城県アミューズメントマシン・オペレーター協会(佐久間正則会長)は7月10日、臨時総会を開催。(於・事務局、出席6社・委任状2社)

①東北・北海道地区協議会開催の件

4月18日の第1回に続き、9月5日に仙台市内で開催することになった。

②景品限度額の説明

7月2日に警察庁より通知のあったプライズマシン等の景品限度額の見直し(市価500円)につき説明を行った。

③AOU臨時総会の件

(社)AOUの設立に伴ない、従来11月に行われていた通常総会は臨時総会あるいは懇親会となるが、同県協はこの開催幹事県となっている。

現在のところ、11月8日、9日頃に開催の見通しで、こ

福島

臨時総会兼懇親会を開催(7/25)「定款の見直し」等につき検討

福島県アミューズメントマシン・オペレーター協会(三浦清光会長)は7月25日、臨時総会兼懇親会を開催した。(会津若松市・レストラン「時計台」、午後7時、出席者・会員4名、宮城県協より3名)

同会には宮城県協より佐久間会長(東北・北海道地区協議会会長)等3名が参加。定款の見直し、年会費未納の前後策等につき話し合った。

茨城

水戸「黄門祭」(8月3~5日)にゲーム機約20台を設置運営参加

茨城県アミューズメント・オペレーター協会(宇島準一会長)は恒例の水戸「黄門祭」に参加。ゲーム機の設置運営を行った。

これは出店による収益金を社会福祉事業に当てようというもので、地元商店会の了解を得、会員6社が各約3台を持ち寄り、約20台を出展した。(詳細次号)

群馬

前橋市「七夕まつり」に参加、収益金を4団体に各10万円寄付

の実行方につき検討を行った。

群馬県健全娯楽業協会(吉村敬一郎会長)は7月4日から8日の5日間、前橋市で行われた恒例の「七夕まつり」に出展参加した。同県協が参加するのは今年で連続3回目となる。

会員有志よりゲーム機の出展を募ったところ、昨年の2倍近い協力があり、収益金も41万余円にのぼった。

7月11日には理事会を開催。(事務局、出席5名、委任状6名)収益金の使途について話し合った結果、出展委員の事業エリアを考慮し、前橋市社会福祉協議会、高崎市社会福祉協議会、伊勢崎市社会福祉協議会、更に、地元の「上毛新聞・愛の募金」に各10万



群馬県協「七夕まつり」(1988年7月)より

埼玉

定時総会を開催(7/3)
佐藤理事長再選、事務局移転、賦課金引下げ

埼玉娯楽事業者協同組合(佐藤信理事長)は7月3日、定時総会を開催。(ホテルニュー伊香保、出席者11名、委任状3名)

同総会では通例総会議案を異議なく承認した後、次のことを決議した。

①定款変更

「役員12名」となっているところを、ここ数年の員数通り「理事7名、監事1名」と変更した。

②役員の改選

次の通り選出された。

理事長・佐藤 信(株)佐藤無線電機音響研究所
副理事長・細川晃市(南アルコ)
" 新井一夫(アルファ電子(株))
理事・菅原幸夫(マイコン機器(有))

・河野孝志(河野レジャー企画研究所)
・浜田英一(恵和工業(株))
・阿部征宏(昭和技研工業(有))

監事・矢島 挟

③事務局移転

新事務局は次の通り。
〒362上尾市愛宕町1の16

の90487(75)2412

④賦課金の引き下げ
年間1社当たり6万円を4万2000円に引き下げ。

山梨

7月例会を開催(7/1)
環境浄化懇談会出席

山梨県アミューズメントオペレーター協会(畑晴夫会長)は7月1日、例会を開催。(ステーキ宮、出席者5名)

同例会では、各社の営業状況等につき意見交換を行った。尚、7月20日には、山梨県の環境浄化について関係団体懇談会に正副会長が出席。

同懇談会では、公序良俗に反するとの観点から、一部麻雀ゲームに対しての同県協会の「16歳未満は使用禁止」の自主規制が高く評価された。

長野

「青少年問題」地区会議に竹村理事長が出席

長野県アミューズメントオペレーター協会(竹村武理理事長)は7月18日、「青少年を非行から守る全国強調月間」の地区会議に竹村理事長が出席した。(上伊那郡合同庁舎)

同会議には、青少年健全育成関係業界団体の代表が集い、夏休みをひかえての青少年問題につき話し合いを行った。

フリーン アミューズメント

ストップ ザ ギャンブル

やめなはれ しょうもないこと させること

- ゲーム機賭博は犯罪です
- する人もさせる人も処罰されます

警察庁 保安部 保安課

静岡

7月例会を開催(7)¹²
青少年非行対策を検討

静岡県アミューズメント協会(曾我榮藏会長)は7月12日、7月例会を開催。(焼津グランドホテル、出席28名)

同例会では、①夏休みをひかえ、青少年非行対策についての検討、②各委員会の報告、③情報交換、一が行われた。

京都

近畿地区協議会、景品限度額、会員増強等で第43回理事会開催(7)³⁰

京都府健全娯楽業協会(吉田勲会長)は7月30日、第43回理事会を開催。(京都タワー地下1F、京阪食堂会議室、午後5時半、出席者・9名)

①第42回理事会以降KAO活動状況の報告(吉田会長)

☆6月4日、会員の親睦をかね、大阪「花の万博」見学会を実施(参加者・20名)

☆懸案であった「特定日における営業時間の延長」に関し、玉村前会長の尽力の結果、6月22日付をもって「祭礼等の行われる日の営業時間延長許可」が京都府公安委員会告示第50号で公布された。(別記)

②KAO近畿地区協議会の設立について(3面参照)

③次回近畿地区協議会の件、

第2回会議を京都で開催するに当たり、KAO各理事の出席を要請すると共に、(株)AOU、同近畿地区協議会、或はKAO等に対する建設的な意見、希望事項、その他について具申を要望。

④景品限度額引上げの件

当業界に關係の深い、ゲーム等に対する景品限度額の引き上げについて説明。

⑤会員増強の件

(株)AOUの組織強化策として、各府県協会の会員増強推進にともない、KAOに於ても近日中に会員増強に関する専門委員会を開催する。

右記に關し各理事に確たる現行会員の把握を図るため、平成2年度KAO会員名簿を各々1部ずつ配布した。

⑥その他

☆青少年を非行から守る全国強化月間(7月)に伴う啓蒙ポスターを希望者に配布。

☆本年度京都府環境浄化協会の賛助会員費5万円納入の件を可決。(近期中振込)

☆今年度KAO会費未納者のチェックと納入催促(理事を通じて)

☆本年度恒例のKAOゴルフコンペ開催について(予定) 9月19日(水)

◎理事会終了後、京都タワー場所未定

屋上ビアガーデンに於て、出席理事全員が会費制により親睦ビアパーティを開催。府環境浄化協会より、楠田、天野両氏の参加を得、和やかに歓談し、午後8時半に散会。

「祭礼等の行われる日の営業時間延長許可」告示(7)²²

京都府協では風営8号の実施以来、年末年始及び祭礼等の行われる日の営業時間延長につき陳情していたが、6月22日京都府警察本部防犯部より次の通り通達があり、許可されることになった。

京都府公安委員会告示第50号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和34年京都府条例第2号)第4条第1項2号及び同条第2項の規定により、公安委員会告示する日、時及び地域は、次のとおりとする。

平成2年6月22日

京都府公安委員会

委員長 小林 昭

1、7月15日、同月16日、同月17日及び同月18日にあつては午前1時、その地域は京都市内全域

2、8月14日、同月15日、同月16日及び同月17日にあつては午前1時、その地域は京都府内全域

京都府内全域

3、12月25日及び同月26日にあつては午前1時、その地域は京都府内全域

附則
この告示は、平成2年7月1日から施行する。

昨年未年始の時間延長については今回決めてありませんので従来通りです。(12月30日、同月31日及び1月1日にあつては午前1時、その地域は京都府全域)

兵庫

会員親睦1泊旅行
小豆島(7)¹⁹に決定

兵庫県アミューズメントマシンのオペレーター協会(河合久雄会長)は7月12日、理事会を開催。(神戸市・サンパルビル会議室、出席者10名)

名

同理事会では、恒例の会員親睦1泊旅行の実施につき、次の通り決定した。

◎9月19日(土)20日

◎小豆島

愛媛
景品限度額の見直し等話し合う(例会)¹⁶

愛媛県アミューズメントオペレーター協会(福嶺巖会長)は7月16日、7月例会を開催。(松山市・プラントン大街道店、午後3時、出席者・7名)

①景品限度額の見直しの件(株)AOUよりの送付文書をもとに報告。その徹底を確認。

②(株)AOU活動報告
第1回通常総会、第2回理事会について報告が行われた。

鹿児島

準会員部会を開催(7)²⁵
ポスター貼付効果検討

鹿児島県健全娯楽業協会(政須美夫会長)は7月25日、準会員部会を開催。(於・喫茶スクリーン)

「午前0時以降日の出までのゲーム機使用禁止」ポスターの貼付効果につき検討した。

沖縄

理事会を開催(7)¹⁶
9月中に総会開催予定

沖縄県アミューズメント協会(大城盛仁会長)は7月16日、理事会を開催。(於・沖縄ベンダース)今年度の会費徴収を確認、8月に理事会、9月に総会を開催の予定。

「提言」への投稿を募ります

「AOUニュース」では、「提言」欄を設け、広く業界内外の皆さんのご意見投稿を募っています。

会員所属オペレーターの皆さん、更に、本紙をご覧頂いている関係官庁及び関係諸機関の皆さん、日頃、疑問を感じておられること、不満に思っておられること、そして、業界に関する建設的な提言等、どしどしと事務局までお寄せください。

原稿の長さは、800字以内を目安として頂ければ幸いです。

「各地協会だより」をお寄せください

「AOUニュース」の4、5、6面の「各地協会だより」は、会員協会が紙面を通じて交流し、学び合い、懇親を深めて頂くページです。

総会、理事会、例会、委員会等の議事内容も歓迎致します。

尚、写真(カラーでもモノクロでも結構です)を添えて頂ければ幸いです。

◆当委員会では、限られた紙面ではありますが、オペレーターの機関紙である「AOUニュース」をよりよきものとして参りたいと願っています。ご要望をお寄せください。

(株)AOU広報委員会

第1回広報委員会を開催(7/24 大阪)

今後の委員会活動を幅広く検討

7月24日、第1回広報委員会(平本将人委員長)が開催された。(大阪市北区・新阪急ビル12F「ラ・クール」、出席者・委員5名、梅原会長、森常務、オブザーバー1名) 会議に先立ち、委員長より、委員選任にあたって委員各位の協力に感謝し、当委員会としては、他の委員会との連携を密にして連合会の事業推進を啓蒙し、又当委員会の主要担当事業であるAOUニュース



の編集内容の充実及び他の担当事業の積極的推進を図りたいので、委員各位の協力をお願いしたい旨の挨拶があった。なお、社業出張で留守が多く、委員会の事業推進に支障があつてはならないので、連絡担当として委員長会社の石原雅文氏の出席紹介があつた。

委員長挨拶の後に、会長より、専門委員会の再編の経過説明及び会員団体より代表者又は傘下事業者が各委員会に多く参加されて、委員会の事業推進が実質的には連合会事業の結果となるようにしたい、業界の社会的認知向上にあたって広報活動は重要な事業であり、広報委員会としての担当事業推進に各位の協力をお願いしたい旨の挨拶があつた。第1回委員会開催にあたり、委員各位の自己紹介が行われ、その後議事に入った。

1、AOUニュースの編集内容について
AOUニュースを機関紙として特色を持たせるためにはどうあるべきかについて検討の結果、左記の意見が出された。

- ①業界の直面する問題の指摘及び指導記事の掲載
- ②業界の展望等に関する記事の掲載
- ③諸問題に対し機関紙としての主体性のある記事の掲載
- ④各地域(会員)活動の積極的掲載(地区協議会の結成と関連を持たせる)
- ⑤会員傘下事業者の意見、要望記事の積極的掲載
- ⑥AOUニュースの紙質改善
- ⑦その他

右記各事項の取扱については前委員会においても同様の意見があつたが、記事の寄稿が困難で実現しなかった状況から、審議の結果、当座の対応としてAOUニュースの編集及び対応について左記事項を実施することになった。

①各委員会の委員長に論説委員を委嘱し、各委員会の担当する事業を主体とした記事寄稿をお願いし、隔月(奇数月)に掲載する。

②論説委員による記事掲載のない月(偶数月)は、業界の直面する問題点を委員会に取り上げ、それに対する記事掲載をする。

③前②項及び当委員会担当の(以下、7面に続く)

Better Business Together

あなたの会社の繁栄が、私たちの繁栄です。

コミカル・シューティング

COSMOGANGS

コスモギャングス

2人協力プレイ可能

●幅940mm×奥行2,570mm×高さ1,655mm
©ナムコ

リアル再現! 忠実救助。

TAITO AIR SYSTEM
AIR INFERNO
エア・インフェルノ

●(DXタイプ)幅1,355mm×奥行2,110mm×高さ1,785mm
株式会社タイトー

株式会社 アミューズ オリент

東京都豊島区北大塚2-9-12 千170 ☎03(940)3271(代) FAX 03(949)1122

プロフィール



会長
吉田 勲さん

京都府健全娯楽業協会

昭和 59 年暮の設立。八尾会長、玉村会長に継ぎ、今年 3 月の総会で第 3 代会長に就任。この 6 月には設立以来の運動が実り、祇園祭り、大文字を含む「祭り等特例日の営業

時間延長・年間約 10 日間」を実現させた。「8 号営業だけを対象に個別には認められない、ということでは時間がかかりました。7 号を除く 1 号から 8 号までの全風俗営業を対象とした措置となりましたが、他業界からは積極的な働きかけはなく、リード役を果すことになりました。協会活動のメリットが云々される中でこの成果は大きいものがあります。強くアピールして、会員の増強に努めたいものです」

7 月には近畿地区協議会の副会長と、活動の場が広がる。「協会の設立以来、府下での同業者の交流が深まりました。レクリエーション等を通じ、親睦を深めると共に、行政と密接な連絡をとりながら、お世話になった業界の健全な発展に尽したい」と語る。

昭和 27 年に佐原商店(現在の朝日科学模型遊園)朝日エンジニアリング(株)の故佐原茂氏の経営)に入社。同 39 年、分離・独立の日本科学遊園(株)に転じ、同 56 年社長に、更に同 62 年会長に就任した。

現在、遊園地に 7 カ所、百貨店・SC に 5 カ所、独立店舗を 4 店と、3 種のロケを運営するが、メインは設立以来の 3 人家族。昭和 5 年生まれ。

他の事業の実施に対する審議のため、原則として奇数月の第 1 火曜日午後 1 時より定期的に委員会を開催する。

⑦ 会員団体に対し、AOU ニュースの発送と同時に、受取日、所属事業者配布日及び AOU ニュースに対する意見又は会員活動の情報提供依頼等を記した返信ハガキを同送することにする。

2、AOU ステッカーの取扱について
AOU ステッカーの取扱については、前 AOU の理事会で、一会員に対し 100 枚を無料で配布し、追加分については 100 枚を単位とし 1 枚 100 円とすることになっていたが、所属事業者の多い会員団

体より会費納入額は多いのに不公平との意見が出ていた。この取扱については前 AOU より引継ぎ事項となっていたので審議の結果、一会員に対し 100 枚又は会員団体所属事業者数に対し 2 枚までの数を無料配布とし、追加分については、その年度の制作経費により価額を設定して有料とすることになった。

③ 委員会担当事業の対応について
なお、平成 2 年度については、追加注文のあった分のみ右記により処理することになった。

① 当業界における資料は皆無の状況であり、客のニーズに際して対応することが業界の発展にも又関係機関の対応にも重要であり、アミューズメント施設に対する一般客を対象とした意識調査を毎年定期的に実施することとする。なお、調査項目については、各委員が検討し 9 月の定例委員会に用意して持ち寄り主要議題とする。

8月～9月の会議予定

◆ 8月21日(火)
四国地区協議会・発足会
(高松)

◆ 8月24日(金)
第1回研修委員会(東京)

◆ 8月27日(月)
第1回健全営業推進委員会
(京都)

◆ 9月3日(月)
第1回法務委員会(東京)

◆ 9月4日(火)
第2回広報委員会(大阪)

◆ 9月5日(水)

◆ 9月7日(金)
第1回北関東地区協議会
議会(仙台)

◆ 9月10日(月)
第3回理事会(東京)

◆ 9月12日(水)
奈良県協会設立総会(奈良)

◆ 9月21日(金)
第2回近畿地区協議会
(京都)

◆ 以上、8月7日現在

事務局通信

編集後記

◆ 暑中お見舞い申し上げます。この暑さがまだ続く 8 月下旬より 1 カ月、連合会関連の会議が目白押しとなりました。

◆ 7月24日に、初の広報委員会を開催。「AOU ニュース」の編集内容、更に、「広報」委員会としての役割、調査・研究及び統計の作成、国民意識の調査・研究等、当委員会の職務分掌全般につき、検討を行いました。

AOU健全娯楽営業推進委員会

北海道警察本部防犯部防犯課	電話番号	011(231)2151 (内)2722
山形県警察本部防犯部防犯少年課	電話番号	0236(41)6125 (内)2512
茨城県警察本部防犯部防犯課	電話番号	0292(24)2111
群馬県警察本部防犯部防犯課	電話番号	0272(24)5454 (内)2514
神奈川県警察本部防犯部防犯課	電話番号	045(211)1212
静岡県警察本部防犯部警邏部防犯課	電話番号	0542(54)4351 (内)2288
石川県警察本部防犯部防犯課風俗係	電話番号	0762(62)1161 (内)2407
福井県警察本部防犯部防犯少年課	電話番号	0776(22)2880 (内)288
愛知県警察本部防犯部保安課	電話番号	052(951)1611 (内)3375
京都府警察本部防犯部防犯課営業係	電話番号	075(451)9111 (内)2625
大阪府警察本部防犯部保安第一課	電話番号	06 (943)1234 (内)3316・3317
島根県警察本部防犯部防犯少年課	電話番号	0852(26)0111 (内)3145
広島県警察本部防犯部防犯課	電話番号	082(228)0111 (内)2613
山口県警察本部保安部防犯課風俗係	電話番号	0839(25)5111 (内)2216・2447
香川県警察本部防犯少年課特捜係	電話番号	0878(33)2111 (内)2513

新製品のご案内

商 品 名	メーカー	タイプ	OP予定価格	発売予定日	備 考
コケッコ	コナミ	プライズマシン	24万8千円	9月発売	「ミニ・エンターテインメントシステム」第2弾。5羽のにわとりが生み落とすたまごを、下で一定数受けとめると景品出し。
G-L.O.C.	セガ・エンタープライゼス	コックピットタイプ	標準価格 97万5千円(税抜)	発売中	ジェット戦闘機のドッグファイトシミュレーションゲーム。迫力満点のエアバトルを体感。
マイケルジャクソンス 「ムーンウォーカー」	セガ・エンタープライゼス	システム18	標準価格:PCBキット 22万2千5百円(税抜)	発売中	マイケルとセガの共同制作。音楽とアクションで楽しむスーパーゲーム。

SYSTEM18

MICHAEL JACKSON'S
MOONWALKERマイケル・ジャクソンズ
ムーンウォーカー

SEGA

映画やビデオで大ヒット!
空前の話題作「ムーンウォーカー」が
テレビゲームになつてついに登場!!ニューゲーマー
獲得の
大チャンス!!

- ★ コンセプトからエンディングまで、
マイケル・ジャクソンが直接指示。
- ★ 大ヒットミュージックと
アクションシーン、ダンスシーンを
リアルに、そしてエキサイティングに展開。



株式会社 セガ・エンタープライゼス

本 社 東京都大田区羽田1-2-12 千144 電話 03(743)7432(営業部)

電話 03(743)7438(総務部)

電話 03(743)7433(営業部)

札幌支店 札幌市豊平区豊平5条3-2-34 千062 電話011(841)0248(代表)

関西支店 大阪府豊中市豊南町2-5-3 千561 電話 06(334)5333(代表)

博多支店 福岡県福岡市中央区白金2-5-15 千810 電話092(522)4715(代表)

Notices of Copyright and Trademark "MICHAEL JACKSON'S MOONWALKER" video game program developed by Sega Enterprises, Ltd. "MICHAEL JACKSON'S MOONWALKER" video game audio/visual display © 1989 Triumph International, Inc. All rights reserved. "MICHAEL JACKSON'S MOONWALKER" video game program codes © 1989 Sega Enterprises, Ltd. All rights reserved. This game is based on the motion picture "Moonwalker" © 1988 Ultimate Productions.